鳥取県ホームページ広告掲載要領

- 第1章 総則(第1条~第13条)
- 第2章 とりネット (第14条~第17条)
- 第3章 雑則 (第18条~第21条)

第1章総則

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号総務部 長通知。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、県が公開・管理するホームページ への広告事業を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 県ホームページ 県が公開・管理する次のホームページをいう。 「とりネット」トップページ(以下、とりネット) URL https://www.pref.tottori.lg.jp/
 - (2) 広告 ホームページ上に文字又は画像で表示された情報で、県から広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。) の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 県ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の範囲)

- 第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性 及び品位を損なうおそれのないもので県民に不利益を与えないものとし、要綱第5条の規定 によるものとする。
- 2 前項の広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、広告主のもので なければならない。
- 3 要綱別表第2の1の(14)の実施部局長等が認めるものとは、広告の内容及びデザイン等が次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの

- 例) コントラスト (明度差) の強い画像、GIFアニメーション等
- (3) 実際には機能しないもの
 - 例) 選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
- (4) 県の情報と誤解する恐れのある表現
 - 例)「鳥取県情報はこちら」、「県章や県PRキャラクターと類似デザインの使用」等
- (5) 配色又はデザイン等が県ホームページとの調和を著しく欠くもの

(広告の規格)

- 第5条 広告の規格については、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 縦62ピクセル、横200ピクセル
 - (2) 形式 JPG、GIF (アニメ及び透過不可) 又はPNG (透過及び半透明不可) の 静止画像
 - (3) 容量 10kb以下

(広告掲載の申込)

- 第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、別添様式により、 広告の掲載を申込むものとする。
- 2 県は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広 告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第7条 広告主は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)から起算して5日前の日までで県が指定した日までに、県が指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条及び第5条の規定に違反 すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第8条 広告主は、県が定める広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第9条 県は、次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 第7条第1項の規定により定めた日までに広告原稿が提出されないとき
 - (2) 第7条第3項の規定に基づく修正の指示に従わないとき

- (3) 第8条の規定により定めた日までに広告掲載料が納付されないとき
- 2 県は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合、広告主に対し取消理由を付した書面 を通知するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、既に納付した広告掲載料から広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月までの月に係る広告掲載料(以下「経過月分広告掲載料」という。)を差し引いた額を返還する。
- 4 前項ただし書の規定により広告掲載料を返還する場合は、掲載期間が1か月の広告掲載料 を基礎として経過月分広告掲載料を算定する。
- 5 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

- 第10条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、書面により県に申し出なければならない。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(広告掲載料の返還)

- 第11条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算(1円未満切り捨て)により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき2日未満の場合は、返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

- 第12条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、1月単位で当該広告の内容を変 更することができる。
- 2 第7条の規定は、前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、県と協議を行うものとする。

第2章 とりネット

(広告の掲載場所等)

- 第14条 とりネットにおいて広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。
 - (1) 掲載する位置 とりネットの下部
 - (2) 枠数 15枠

(広告の掲載期間)

- 第15条 とりネットにおいて広告を掲載する期間は月を単位とし、12か月以内とする。
- 2 広告の掲載開始は、原則として当該広告を掲載する月の初日の午後とする。
- 3 広告の掲載終了は、原則として当該広告を掲載する月の最終日の午後とする。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、原則としてその翌日とし、当該翌日が休日等の場合は、その翌日とし、以降同様とする。

(広告掲載の決定)

- 第16条 県は、第6条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき 審査するものとする。
- 2 県は、申込みのあった各月ごとに先着順に広告掲載を決定するものとする。なお、残りの 枠数を超える申し込みが同日になされた場合は、次の方法により決定するものものとする。
- (1) 県内に活動の拠点となる施設等の有無
- (2) 申込み月数
- (3)抽選
- 3 県は、前項の規定により決定された順位をとりネット上の広告の位置の選定に用いること ができるものとする。
- 4 県は、前項までの規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載料)

- 第17条 広告掲載料の月額は、1枠あたり10,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載期間が6か月の場合の当該期間の広告掲載料の額

は、1枠あたり57,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する)とし、広告の掲載期間が12か月の場合の当該期間の広告掲載料の額は、1枠あたり108,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する)とする。

第3章 雜則

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載 に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権 の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う 経費は広告主が負う。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第20条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、鳥取地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この要領は、平成28年3月11日から施行し、同年4月1日以降に掲載するホームページ広告の募集から適用する。

(旧要領等の廃止)

2 この要領の施行に伴い、鳥取県ホームページ広告掲載要領(平成19年8月8日施行)、鳥取県ホームページ広告事業取扱要領(平成21年10月14日施行)及び鳥取県ホームページ広告掲載基準(平成19年8月8日施行)は、平成28年3月31日に廃止する。

附則

(施行期日等)

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は、令和元年8月21日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月5日から施行する。